

太平真君五年正月以前の蓋呉の反乱について

春 本 秀 雄

はじめに

先の拙論に「北魏廢仏の説について——蓋呉と凶讖と僧侶の関係——」（『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』 青史出版 二〇一六年〈平成二十八〉）がある。ここに次のように述べた。

蓋呉の反乱の時期については、『宋書』索虜伝では元嘉二十三年（四四六）とあり、『魏書』太武帝紀では太平真君六年（四四五）九月とあり、更に、『魏書』釈老志では太平真君五年（四四四）の正月の第二回目の廢仏（と凶讖禁絶）の詔が出る以前であるとする。このことは、元嘉二十三年（四四六）にも、太平真君六年（四四五）九月にも、更に、太平真君五年（四四四）の正月の第二回目の廢仏（と凶讖禁絶）の詔が出る以前にも蓋呉の反乱があったものと考えられる。つまり、第二回目の廢仏（と凶讖禁絶）の行なわれた、太平真君五年（四四四）の正月以前にも蓋呉は反乱を起こしていたものと考ええる。

とある。しかし、呂宗力先生（以下本文において「先生」の敬称を省略する。）の「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」（『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫装書局二〇〇六年 一三五～二五二頁）では、蓋呉（四一七～四四六）の反乱を

太平真君六年（四四五）とだけしている。また、長安寺院の兵器の私蔵を太平真君七年（四四六）としている。⁽²⁾ 呂宗力のこの部分の見解には問題がある。何故ならば、呂宗力の太平真君六年（四四五）の蓋呉の反乱については、『魏書』卷四下 世祖紀第四下に太平真君六年（四四五）九月とあるので、呂宗力はこれを根拠としているのである。前記の拙稿のように、太平真君五年（四四四）の正月以前にも蓋呉は反乱を起こしていたと考えるからである。更に、長安寺院の兵器の私蔵を呂宗力は太平真君七年（四四六）としているが、長安寺院の兵器の私蔵は、『魏書』釈老志には（第三回目の廢仏の太平真君七年（四四六）ではなくて）第二回目の廢仏の太平真君五年（四四四）正月以前とある。⁽³⁾ このような呂宗力の不可解な見解の部分について、本拙稿において明確にし、その不可解な見解の部分は何故そのような見解になったのか、更に、何が正しい見解と言えるのか、等々、について詳述してみたい。更に、呂宗力の論文における引用文献である呂思勉（一八八四—一九五七）著『兩晉南北朝史』（台灣開明書店 一九六九年〈民国五十八〉）「第八章 宋初南北情勢」三七五頁と林旅芝著『鮮卑史』（波文書局 一九七三年）「第二十五章 拓跋鮮卑之宗教」第二節 佛教 三七五頁との北魏の廢仏についての筆者の見解をもここに明確にして述べてみたい。

一 呂宗力の見解

呂宗力「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」（『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 一二三五—二五二頁）に次のようにある。⁽⁵⁾

太平真君五年禁令，并非专对讖纬，实际上主要针对师巫和佛教僧侶，兼禁私养手工艺 工匠。这宗公案涉及南

北朝时期佛道斗争，引起许多中国宗教史学者的注意。其中比较流行的看法，以为太武帝在崔浩和寇谦之的影响下，

崇道灭佛，致有此举。67 对此吕思勉有所考证，结论是太武帝之废佛，主要是发现长安一寺院收藏兵器，因而

怀疑僧侣们与叛乱者盖吴等通谋，再加上因某些僧侣为其政治对手服务而引起的积怨，崔浩兴道灭佛之游说尚在其次。68 亦即是说，太武帝发布禁令的动机，与其说出于个人信仰或好恶，不如说出于实际政治斗争的考虑。此说不为无据。院的不軌行为而迁怒佛教全体？但是拓跋魏自道武帝进中原以来，即礼敬佛教。太武帝虽然转而崇道，何至于因某一寺又为甚么同时葺讖？当时反叛者此起彼伏，为甚么独对盖吴之乱如此敏感？或说禁令是因沙门、师巫、图讖造成许多社会的弊端。那么道教何尝不是如此？春本秀雄认为，废佛禁讖出于同一理由。据《宋书·索虏传》和《魏书·释老志》，北魏当时流传一谣讖：“灭虜吴也。”太武帝“甚恶之”。及盖吴乱起，其名恰与瑶合，太武自然不能容忍，必平之而后快。恰又在此时发现寺院有通盖嫌疑，加上崔浩等人的煽惑，遂有废佛禁讖之举。此说较旧说圆满，但忽略了一个重要史实：盖吴之乱起于太平真君六年（445），长安寺院私藏兵器案揭发于太平真君七年，而禁绝沙门图讖诏书颁布于太平真君五年。所以盖吴之乱和长安寺院案可说为废佛禁讖事件火上加油，却不能说是其起因。（67 参见春本秀雄“北魏太武帝の废佛と图讖禁絶についての一试论”，载中村璋八编《纬学研究论丛》，东京平河出版社，1993年版，第299～324页。68 同上（吕思勉《两晋南北朝史》，第375页。）（太平真君五年の禁令は、専ら讖緯に対するものではなくて、事实上は主に師巫と仏教の僧侶に対するもので、更に、私養の手工芸の工匠をも禁じている。この禁令は南北朝時代の仏教と道教の闘争に及ぶもので、多くの中国の宗教史学者の注意を引き起こしている。この中で比較的に行っている見解では、太武帝が崔浩と寇謙之の影響下にあつて、道教を崇拜し、仏教を廃棄して、このような禁令になったとした。これに対して呂思勉の考証がある。結論としては、太武帝の廃仏は、その主要をなすものは長安の一寺院が兵器を収蔵し、これによつて僧侶達が叛乱者である蓋吳等と通謀を懷疑して起きたものであり、更に加えて、ある僧侶の政治に服従する上で引き起こされた積怨に対してもある。崔浩が道教を興して仏教を廃棄すると言うような説はその次になる。また、即ち、この（呂思勉の）説は、太武帝が禁令を發布した動機が、個人の信仰或いは好悪に出いて、實際の政治闘争の考慮をしたものではない。この呂思勉の説に根拠がないわけではない。しかし、拓跋魏は

道武帝が中原に進行してより以来、即ち、佛教に礼敬していた。太武帝は転じて、道教を尊崇していたが、何故某一寺院の常軌を逸した行為によって、佛教全体に怒りを及ぼしたのであるうか。また、どうして同時に讖を貶めたのであろうか。当時の反逆者はここに跋扈していたにもかかわらずに、どうして蓋呉の反乱に対してのみ、このように敏感であったのであろうか。またあるいは禁令は沙門・師巫、凶讖が造成した幾多の社会的弊害によるものだと言う。それならばその道教はどうしてこの廃棄に相当しないのであろうか。春本秀雄は次のように考えた。つまり、廢仏、禁讖は同一の理由によるとした。『宋書』索虜伝と『魏書』釈老志に北魏當時の一謠讖である「虜を滅するは呉なり」が流伝していたとある。太武帝ははなはだこれを悪み、蓋呉の乱起に及び、その名が知れ渡ることが、太武帝は当然のことながら容認できず、これを征伐しなければ気がすまなかった。あたかもまたこの時期に寺院が蓋呉に通じている嫌疑を発現して、崔浩等の煽惑も加わり、ついに、廢仏禁讖の挙があつたとした。この（春本）説（筆者の説）は従来の説（呂思勉の説）と比較して（その欠を補つていて）円満充実している。しかし、一つの重要な史実を見落としている。それは、蓋呉の反乱は太平真君六年（四四五）であり、長安寺院の兵器の私蔵の件は太平真君七年（四四六）に摘発されたもので、そして、沙門、凶讖の禁絶の詔は太平真君五年（四四四）に發布されたものである。従つて、蓋呉の反乱と長安寺院の件は、廢仏と禁讖事件に火に油を注いだもののようにであると言ふべきであり、つまり、その起因するところと言ふことは不可能である。とある。呂宗力は太武帝（四〇八〜四五二）が沙門・凶讖の禁絶の詔を發布したのは太平真君五年（四四四）であり、蓋呉の反乱はこの後の太武帝が沙門・凶讖の禁絶の詔を發布した太平真君五年（四四四）の一年後の太平真君六年（四四五）のことであり、更に、長安寺院の武器私蔵も二年後の太平真君七年（四四六）であるので、廢仏と凶讖禁絶の起因として蓋呉の反乱と長安寺院の武器私蔵の件を考えることは、史実を無視したものであるとしている。したがつて、春本説は呂思勉の説の欠を補つて円満であるのだけでも史実を無視した成立し得ない見解であると呂宗力はしている。しかし、この呂宗力の見解は誤りであり成り立たない。何故ならば、次のようであるからである。

先の拙論「北魏廢仏の説について——蓋呉と凶讖と僧侶の關係——」（『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』青史出版 二〇一六年（平成二十八））に次のように述べた。

北魏の廢仏は、凶讖禁絶が「主」で廢仏が「従」の關係の上に廢仏が行われたのであると筆者は考えている。⁷⁾

北魏の廢仏は、太武帝、崔浩、寇謙之の三者の思想を十分に把握して廢仏の真相を考えなければならぬ。筆者は次のように考える。⁸⁾ 北魏太武帝の廢仏は、為政者である太武帝に廢仏の思想がなく、仏教を内包した世界観を持つ新天師道の信仰者である太武帝は、どちらかと言えば仏教養護派なのであるから、側近の崔浩がいくら廢仏、廢仏と唱えてみても、それが易々と受け入れられるものではない。逆に、廢仏を崔浩が太武帝に進言すれば進言する程、太武帝にとつてはその言を受け入れるよりも崔浩を失脚させようとする方向に気持ちが傾くはずである。そのような関連があるにもかかわらず崔浩の進言の通りに廢仏が行われたのは、その進言を聞き入れた太武帝に崔浩の進言以外に廢仏断行の強い理由、意思があつたからに他ならない。つまり、それは何か、と言うことを太武帝、崔浩、寇謙之の考え方を明確にして、それぞれの關係を考え、突き詰めていくと、武功第一の太武帝にとつては、「魏を滅ぼすものは呉である」の謠言が許せなかつたというところに行き着く。蓋呉と通謀していた長安の一寺院は壊滅して然るべきはずであるが、一寺院だけに止まらず、仏教全てを廢棄したのは崔浩の進言があつたとは言ふもののそれが決定的な理由ではない。仏教を内包した世界観を持つ新天師道を信仰する君主であつた太武帝が廢仏の断を下したのであり、それは太武帝自身の武功を第一に考える太武帝の決断によつてなされたのである。ここに廢仏の行われた真の決定的理由があるのである。崔浩の進言により廢仏が行われたのではなく、太武帝自身に廢仏を行わなければならない理由があつたので廢仏が行われたのである。つまり、太武帝の側近である崔浩は太武帝の廢仏断行の後押しをした形なのである。

『宋書』索虜伝に、

先是、虜中謠言、「滅虜者呉也。」熹甚惡之。二十三年、北地瀘水人蓋呉、年二十九、於杏城天台拳兵反虜、

太平真君五年正月以前の蓋呉の反乱について

諸戎夷普並響應、有衆十余万。燾聞吳反、惡其名、累遣軍擊之、輒敗。（これより先、虜中の謠言に、「虜を滅するは呉なり。」と。燾甚だこれを惡む。二十三年、北地瀘水の人、蓋呉、年二十九、杏城天台に於いて挙兵し虜に反す、諸もろの戎夷普ねく並んで響應し、衆十余万有り。燾、呉の反を聞き、其の名を惡み、軍を累遣してこれを撃ち、輒ち敗る。）

とある。武功第一の太武帝にとっては、民族起義を鎮圧する為に、「滅虜者呉也（虜（魏）を滅ぼすものは呉なり）」の凶讖に類する謠言を何とかしなければならなかった。つまり、「謠言―凶讖―僧侶―仏教」の密接な連関のもとに、凶讖禁絶と連携して廃仏は行われたものと考えている。もう少し詳しく述べると次のようになる。第二回目の太平真君五年（四四四）正月の廢仏（と凶讖禁絶）も、三回目の太平真君七年（四四六）三月の廢仏も、「滅虜者呉也（虜（魏）を滅ぼすものは呉なり）」の凶讖に類する謠言を後ろ楯とした蓋呉の反乱を完膚なきまでに鎮圧除去しなければならぬ必要性が太武帝にはあつたので行なわれたものと考ええる。当時の北魏社会における「謠言―凶讖―僧侶―仏教」の密接な連関からして、完膚なき凶讖禁絶をすることは完膚なき廢仏をしなければならぬという相互の関係性がある。仏教を内包した世界觀を持つ新天師道を信仰する君主であつた太武帝は完膚なき廢仏をしてはいけなかった。しかし、完膚なき廢仏は行なわれた。それは何故か。蓋呉の反乱をくい止める為には、先ずは、「滅虜者呉也（虜（魏）を滅ぼすものは呉なり）」の凶讖に類する謠言を何とかしなければならなかった。それが先ずは太武帝の念頭にはあつたものと考ええる。蓋呉征伐の過程で長安の一寺院と蓋呉が通謀している疑いがあることを太武帝は知つた。太武帝はこの長安の一寺院だけを壊滅させるのではなくて、結果的に北魏全土において完膚なき廢仏を実施した。仏教を内包した世界觀を持つ新天師道を信仰する君主であつた太武帝は完膚なき廢仏をしてはいけなかったのにもかかわらず完膚なき廢仏をしたのは、蓋呉征伐の為には、完膚なき凶讖禁絶をする必要性が太武帝にはあつた為であると考ええる。そこで、北魏の廢仏は、凶讖禁絶が「主」で廢仏が「従」の関係の上に廢仏が行われたものと筆者は考えるのである。

とある。ここに、「第二回目の太平真君五年（四四四）正月の廢仏（と凶讖禁絶）も、三回目の太平真君七年（四四六）三月の廢仏も、「滅虜者呉也（虜（魏）を滅ぼすものは呉なり）」の凶讖に類する謠言を後ろ楯とした蓋呉の反乱を完膚なきまでに鎮圧除去しなければならぬ必要性が太武帝にはあったので行なわれたものと考える。」とした。第二回目の太平真君五年（四四四）正月の廢仏（と凶讖禁絶）が何故、行なわれたのかといえ⁹ば、第二回目の太平真君五年（四四四）正月の廢仏（と凶讖禁絶）についての『魏書』卷四下、世祖紀第四下に、

戊申、詔曰、愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏讖記、陰陽、凶緯、方伎之書、又沙門之徒、假西戎虛誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳德於天下也。自王公已下至於庶人、有私養沙門、師巫及金銀工巧之人在其家者、皆遣詣官曹、不得容匿。限今年二月十五日、過期不出、師巫、沙門身死、主人門誅。明相宣告、咸使聞知。」（戊申、詔して曰わく、愚民、識無く、妖邪を信惑し、私に師巫を養い、讖記、陰陽、凶緯、方伎之書を挾藏し、又、沙門之徒、西戎の虚誕を仮にして、妖孽（凶悪の萌兆）を生致す。政化を壹齊にし、淳徳を天下に布く所以に非ざる也。王公より已下、庶人に至るまで、私に沙門、師巫及金銀工巧の人を養い、其の家に在る有るは、皆な官曹に遣詣し、容匿を得ず。今年二月十五日を限りとし、期を過ぎ出でざるは、師巫、沙門身、死、主人、門誅。明に相い宣告す、咸く聞き知ら使めん。）

とある。師巫、讖記、陰陽、凶緯、方伎之書、沙門を同時に廢禁しようとするその理由は、『魏書』釈老志に、
会蓋呉反杏城、関中騒動。帝乃西伐至於長安。先是、長安沙門、種麥寺内、御騶牧馬於麥中。帝入觀馬。沙門飲從官酒。從官入其便室、見大有弓矢矛盾、出以奏聞。帝怒曰、此非沙門所用、當與蓋呉通謀、規害人耳。命有司案誅一寺、闕其財産、大得釀酒具及州郡牧守富人所寄藏物、蓋以萬計。又爲屈室、與貴室女私行淫亂。帝既忿沙門非法。浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、勅留臺、下四方令、一依長安行事。又詔曰、彼沙門者、假西戎虚誕、妄生妖孽、非所以一齊政化、布淳徳於天下也。自王公已下、有私養沙門者、皆送官曹、不得隱匿。限今年二月十五日、過期不出、沙門身死、容止者誅一門。（会たまた蓋呉、杏城に反し、関中、騒動す。帝、乃は

ち西伐して長安に至る。是れより先に、長安の沙門、麥麥を寺内に種まき、御騶、馬を麥中に牧す。帝、入りて馬を観る。沙門、從官に酒を飲みしむ。從官、その便室に入りて、大いに弓矢・矛盾あるを見て、出でて以つて聞くところを奏した。帝、怒りて曰はく、此れ、沙門の用ひる所に非ざる、当に蓋呉と通謀して、人に害を規せんべきのみ。有司に命じて案じて一寺を誅し、其の財産を鬪るに、大いに釀酒の具、及び、州郡の牧守、富人の寄藏する所の物を得、蓋し萬計を以つてす。又た、屈室たるは、貴室女と私に淫亂を行う。帝、既に沙門の非法を忿る。浩、時に從行して、因りて其の説を進む。詔して長安の沙門を誅し、佛像を焚破し、留臺に勅して、四方に下して令し、一へに長安の行事に依つた。又た詔して曰はく、彼の沙門は、西戎の虚誕を仮にして、妄りに妖孽を生じ、政化を一斉にして、淳徳を天下に布く所以に非ざるなり。王公より已下、私に沙門を養うもの有るは、皆な官曹に送り、隱匿を得ず。今年（太平真君五年（四四四））二月十五日を限りとして、期、過ぎて出でざるは、沙門の身、死、容止するは一門を誅す。）

とある。更に、前掲の『宋書』索虜伝にあるように、武功第一の太武帝にとつては、蓋呉の民族起義を鎮圧する為に、「滅虜者呉也（虜（魏）を滅ぼすものは呉なり）」の凶讖に類する謠言を何とかしなければならなかつた事情がある。この凶讖を完膚なきまでに廢絶する為に「謠言―凶讖―僧侶―仏教―の密接な連関を廢棄する必要性があつたのである。折りしも、崔浩も進言する廢仏をするために、太武帝は太平真君五年（四四四）の正月に第二回目の廢仏と凶讖禁絶の詔を出したのである。つまり、ここに取り上げた『魏書』卷四下、世祖紀第四下と『魏書』釈老志によれば、太武帝が太平真君五年（四四四）の沙門・凶讖の禁絶の詔を出す前に蓋呉の反乱があるのであり、長安寺院の武器私藏は太平真君七年（四四六）ではなくて第二回目の太平真君五年（四四四）の廢仏と凶讖禁絶の詔を出す以前のことである。したがって、呂宗力の「太武帝が沙門・凶讖の禁絶の詔を發布したのは太平真君五年（四四四）であり、蓋呉の反乱はその後の太平真君六年（四四五）であり、長安寺院の武器私藏は太平真君七年（四四六）である」とした呂宗力の見解は誤りである。繰り返すが、つまり、太武帝が沙門・凶讖の禁絶の詔を發布したのは太平真君五年（四四四）

であり、蓋呉の反乱は先述の『魏書』卷四下、世祖紀第四下と『魏書』釈老志によれば、太平真君六年（四四五）ではなくて、太平真君五年（四四四）の沙門・凶讖の禁絶の詔を出す前に蓋呉の反乱があるのであり、長安寺院の武器私蔵も太平真君七年（四四六）ではなくて第二回目の太平真君五年（四四四）の廢仏と凶讖禁絶の詔を出す以前にあったのである。

二 呂思勉著『兩晋南北朝史』について

ここに、呂思勉著『兩晋南北朝史』（台湾開明書店 一九六九年〈民国五十八〉）の北魏の廢仏の記述について述べてみたい。同書「第八章 宋初南北情勢」三七五頁に次のようにある。

釈老志又言、蓋呉反杏城、関中騒動。帝乃西伐至於長安。先是、長安沙門、種麥寺内、御驪牧馬於麥中。帝入觀馬。沙門飲從官酒。從官入其便室、見大有弓矢矛盾、出以奏聞。帝怒曰、「此非沙門所用、當與蓋呉通謀、規害人耳。」命有司案誅一寺、閱其財產、大得釀酒具及州郡牧守富人所寄藏物、蓋以萬計。又爲屈室、與貴室女私行淫亂。帝既忿沙門非法。浩時從行、因進其說。詔誅長安沙門、焚破佛像、勅留臺、下四方令、一依長安行事。之拳。然則佛法見廢、實由見疑與蓋呉通謀、謂由崔浩進說者、尚未知其眞際也。（釈老志にまた言ふ。蓋呉、杏城に反し、関中、騒動す。帝、乃ち西伐して長安に至る。是れより先に、長安の沙門、麥麥を寺内に種まき、御驪、馬を麥中に牧す。帝、入りて馬を觀る。沙門、從官に酒を飲ましむ。從官、その便室に入りて、大いに弓矢・矛盾あるを見て、出でて以つて聞くところを奏した。帝、怒りて曰はく、此れ、沙門の用ひる所に非ざる、當に蓋呉と通謀して、人に害を規せんべきのみ。有司に命じて案じて一寺を誅し、其の財産を閱るに、大いに釀酒の具、及び、州郡の牧守、富人の寄藏する所の物を得、蓋し萬計を以つてす。又た、屈室たるは、貴室女と私に淫亂を行う。帝、既

に沙門の非法を忿る。浩、時に従行して、因りて其の説を進む。詔して長安の沙門を誅し、佛像を焚破し、留臺に勅して、四方に下して令し、一へに長安の行事に依つた。この挙あり。然らば則ち、佛法、廢さるるは、實に蓋呉と通謀するを疑うを見、崔浩の進説に由るを謂ふに由る者なれども、尚ほ未だ其の眞際を知らざるなり。とある。このように、呂思勉は『魏書』積老志を根拠にして述べ、結論的には「然則佛法見廢、實由見疑與蓋呉通謀、謂由崔浩進説者、尚未知其眞際也。(然らば則ち、佛法、廢さるるは、實に蓋呉と通謀するを疑うを見、崔浩の進説に由るを謂ふに由る者なれども、尚ほ未だ其の眞際を知らざるなり。)」と述べているのである。従つて、呂宗力の言⁽⁹⁾のように、

呂思勉有所考証，結論是太武帝之廢佛，主要是发现长安一寺院收藏兵器，因而怀疑僧侣们与叛乱者盖吴等通謀，再加上因某些僧侶为其政治对手服务而引起积怨，崔浩兴道灭佛之游说尚在其次。68(68) 同上(呂思勉《兩晋南北朝史》，第375頁。) (呂思勉の考証がある。結論としては、太武帝の廢仏は、その主要をなすものは長安の一寺院が兵器を収蔵し、これによつて僧侶達が叛乱者である蓋呉等と通謀を懷疑して起きたものであり、更に加えて、ある僧侶の政治に服従する上で引き起こされた積怨に対してもある。崔浩が道教を興して仏教を廢棄すると言ふような説はその次になる。)

と呂思勉は言っているのではなく、寧ろ、呂思勉の考証では、「尚ほ未だ其の眞際を知らざるなり。」「としてその「真相はわからない」と呂思勉は言っているのである。従つて、呂宗力の呂思勉の考証のまとめ方は問題である。

三 林旅芝著『鮮卑史』について

ここに、林旅芝著『鮮卑史』（波文書局 一九七三年）の北魏の廢仏の記述について述べてみたい。同書「第二十五章 拓跋鮮卑之宗教」第二節 佛教 三七五頁に、

太平真君五年（公元四四四年）、正月、戊申、詔王公以下至庶人以私養沙門巫覡於家者皆遣詣官曹。過二月十五日不出、沙門巫覡死、主人門誅。並斥佛教為「西戎虛誕、妄生妖孽。」其年九月而玄高、慧崇被殺。太平真君七年（公元四四六年）二月、拓跋燾至長安、在佛寺見大有兵器。燾怒、疑與蓋吳通謀。命誅闔寺沙門。閱其財產、得釀具及州郡牧守富人所寄藏物以萬計、又爲窟室以匿婦女。崔浩因說燾悉誅天下沙門、毀諸經像、燾從之。寇謙之與浩固爭、浩不從。先盡誅長安沙門、焚毀經像。并勅留臺下四方、令一用長安法。於是年（公元四四六年）、三月、下詔、其文自謂、「承天之緒欲除偽定眞。復羲農之治。」此蓋自以爲繼王之間統、用寇・崔之說也。（太平真君五年（四四四年）正月戊申に詔して、王公以下、庶人至るまで以つて沙門・巫覡を家に私養する者、皆、官曹に遣詣せよ。二月十五日を過ぎて出でざるは、沙門・巫覡、死し、主人門誅。並びに佛教の爲「西戎の虚誕、妄りに妖孽を生む。」を爲すを斥く。其年、九月にして、玄高、慧崇殺さる。太平真君七年（四四六）二月、拓跋燾、長安に至り、佛寺に在りて大いに有兵器あるを見る。燾、怒りて、蓋吳との通謀を疑ふ。寺を闔（と）じ沙門を誅するを命ず。其の財産を閲し、釀具を得、及び、州郡牧守・富人、寄藏する所の物、萬計を以つてし、又た、窟室を爲るは以つて婦女を匿す。崔浩、燾に悉ごとく天下の沙門を誅し、諸經像を毀すべきを説くに因り、燾、之に従ふ。寇謙之、浩と固より争ひ、浩、従はず。先に盡ごとく長安沙門を誅し、經像を焚毀す。并はせて、留臺に勅して四方に下して、令すること一へに長安の法を用ふ。是の年（四四六）、三月、詔を下して、其の文自ずから謂ふ、「天之緒を承け、定眞を偽はらんとするを除かんと欲す。羲農之治に復さん。」此れ蓋し自ら以つて繼王之統を問はんと爲し、寇・崔之説を用ひんとするなり。）

とある。『魏書』卷四下、世祖紀第四下と『魏書』枳老志によれば、この林旅芝の太平真君五年（四四四）の記述には問題はないが、林旅芝の太平真君七年（四四六）の記述には誤りがある。何故ならば、次のようであるからである。

林旅芝の「太平真君七年（公元四四六年）二月、拓跋燾至長安、在佛寺見大有兵器。燾怒、疑與蓋吳通謀。命誅闔寺沙門。閱其財產、得釀具及州郡牧守富人所寄藏物以萬計、又爲窟室以匿婦女。崔浩因說燾悉誅天下沙門、毀諸經像、燾從之。寇謙之與浩固爭、浩不從。先盡誅長安沙門、焚毀經像。并勅留臺下四方、令一用長安法。（太平真君七年（四四六）二月、拓跋燾、長安に至り、佛寺に在りて大いに有兵器あるを見る。燾、怒りて、蓋吳との通謀を疑ふ。寺を闔（と）じ沙門を誅するを命ず。其の財産を閲し、釀具を得、及び、州郡牧守・富人、寄藏する所の物、萬計を以つてし、又た、窟室を爲るは以つて婦女を匿す。崔浩、燾に悉ごとく天下の沙門を誅し、諸經像を毀すべきを説くに因り、燾、之に従ふ。寇謙之、浩と固より争ひ、浩、従はず。先に盡ごとく長安沙門を誅し、經像を焚毀す。并はせて、留臺に勅して四方に下して、令すること一へに長安の法を用ふ。）」は、前掲の『魏書』枳老志に相当しており、これは第二回目の太平真君五年（四四四年）廢仏と凶讖禁絶の前掲の『魏書』卷四下、世祖紀第四下に相当する^①。従つて、『魏書』卷四下、世祖紀第四下と『魏書』枳老志によれば、太武帝が沙門・巫覡を取り締まる前に蓋吳の反乱があるのであり、林旅芝の太平真君七年（四四六）の記述は誤りである。つまり、太平真君七年（四四六）ではなくて太平真君五年（四四四）とすべきである^②。

四 結

以上、呂宗力「魏晋南北朝至隋禁毀讖緯始末」（『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 二三—三五—三五二頁）の北魏の廢仏についての筆者の見解を述べ、更に、呂宗力の論述における引用文献である呂思勉著『兩

晋南北朝史』(台湾開明書店 一九六九年(民国五十八))第八章 宋初南北情勢」三七五頁と林旅芝著『鮮卑史』(波文書局 一九七三年)「第二十五章 拓跋鮮卑之宗教」第二節 佛教 三七五頁の北魏の廢仏についての筆者の見解を述べた。

北魏の廢仏は、太延四年(四三八)三月に第一回目が行われた。第二回目は、六年後の太平真君五年(四四四)正月である。第三回目は更に、二年後の太平真君七年(四四六)三月である。これらの三回の廢仏については、基本的に第一次資料である『魏書』卷四上世祖紀第四上・『魏書』卷四下世祖紀第四下によって知ることができる。しかし、この三回の廢仏の様相を知る為にはこれらの資料だけでは北魏の廢仏についての全てを知ることはできない。『宋書』索虜伝、『魏書』釈老志、『資治通鑑』卷百二十三、宋紀五、文帝元嘉十五年、『資治通鑑』卷百二十四、宋紀六、文帝元嘉二十一年(四四四)、『高僧伝』卷十曇始伝(大正五十・三九二中)等々の多くの資料をも駆使しなければその様相を把握することは困難である。拙稿においては、『魏書』卷四下、世祖紀第四下と『魏書』釈老志により、太武帝が太平真君五年(四四四)の沙門・凶讖の禁絶の詔を出す前に蓋呉の反乱があったとした。更には、長安寺院の武器私蔵は太平真君七年(四四六)ではなくて第二回目の太平真君五年(四四四)の廢仏と凶讖禁絶の詔を出す以前のことであった¹³⁾。

総じて、太武帝が沙門・凶讖の禁絶の詔を發布したのは太平真君五年(四四四)であり、蓋呉の反乱は『魏書』卷四下、世祖紀第四下と『魏書』釈老志によれば、太平真君六年(四四五)だけではなくて、太平真君五年(四四四)の沙門・凶讖の禁絶の詔を出す前にも蓋呉の反乱があるのであり、長安寺院の武器私蔵も太平真君七年(四四六)ではなくて第二回目の太平真君五年(四四四)の廢仏と凶讖禁絶の詔を出す以前にあったのである。

註

(1)拙論「北魏廢仏の説について——蓋呉と凶讖と僧侶の関係——」(『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』

青史出版 二〇一六年〈平成二十八〉年〉四〇七頁。

- (2) 呂宗力「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年)の二四五頁に「蓋吳之乱起于太平真君六年(445)，長安寺院私藏兵器案揭发于太平真君七年，而禁絕沙門圖讖诏书颁布于太平真君五年。(蓋吳の反乱は太平真君六年(四四五)であり、長安寺院の兵器の私蔵の件は太平真君七年(四四六)に摘発されたもので、そして、沙門、圖讖の禁絶の詔は太平真君五年(四四四)に発布されたものである。)」とある。
- (3) 註(2)参照。
- (4) 本拙稿「一 呂宗力の見解」参照。
- (5) 呂宗力「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 二三五～二五二頁)の(注01)の前に★印で次のようにある。「★高敏先生是中国史学界的名学者，也是我所熟悉，尊敬的前辈。非常荣幸获此机会，以拙文恭贺先生八十华诞。本文系据我的英文论著 Power of the Words·Chen Prophecy in Chinese Politics, AD265～518. (Oxford: Peter Lang AG, 2003)之第一章改写而成。原文曾以日文〈两晋南北朝より隋に至る圖讖を禁絶する歴史の真相〉刊載於《中村璋八博士古稀記念東洋學論集》(東京:汲古書院, 1996, 243～301頁)。本文在英文和日文稿的基础上作了修改。」とある。ここの「两晋南北朝より隋に至る圖讖を禁絶する歴史の真相」(『中村璋八博士古稀記念東洋學論集』汲古書院 一九九六年〈平成八〉二四三～三〇一頁)は中村敏子・李雲の日本語の共訳である。日本語訳だけでなく元文の中国語の原文を見たいと翻訳者の中村敏子氏に二〇一六年〈平成二十八〉五月二十九日に中村璋八先生の一周忌供養の日にお尋ねしたところ、山梨県立大学の名和敏光先生のところへ中村璋八博士の蔵書は全て寄贈してあるとのことであった。そこで名和先生にお尋ねして調べて頂いたが、残念ながら不明とのことであった。呂宗力御本人も「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 二三五～二五二頁)の(注01)の前の★印で述べ

ているように中国語の原文は公にしていけないようであり、中国語の原文よりも先行してその日本語訳の翻訳が公になったものだと考えられる。本拙稿においては、今回は、呂宗力「魏晋南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 第二三五〜二五二頁)をもとにしてここに考察をした。また、呂宗力の論文の中村敏子・李雲の共訳の「兩晋南北朝より隋に至る圖讖を禁絶する歴史の真相」(『中村璋八博士古稀記念東洋學論集』汲古書院 一九九六年〈平成八〉二四三〜三〇一頁)をも参考にして本拙稿において考察を試みた。尚、本小論に於ける中国語の本文入力は、従来の一字一字の入力でなく、五十嵐恵太修士のスキヤナー入力による協力を得た。ここに感謝の意を記す。

(6) 北魏の廢仏が図讖の禁絶と同時期に行なわれたことに興味を覚え考察したのが、拙論の「北魏太武帝の廢佛と圖讖禁絶についての一試論」, 載中村璋八編『緯学研究論叢』, 東京平河出版社, 1993年版, 第299〜324頁。である。呂宗力は「この中で比較的に行なわれている見解では、太武帝が崔浩と寇謙之の影響下において、道教を崇拜し、仏教を廢棄して、このような禁令になったとした。」として筆者の論文の論点をまとめているのであるが、筆者は、従来、北魏の廢仏は崔浩が中心人物である旨の定説に対して、北魏の廢仏は崔浩よりも太武帝が中心人物として行なわれたとし、呂宗力は触れていないが、廢仏と圖讖禁絶が同時に行なわれた理由について「滅虜者呉也(虜(魏)を滅ぼすものは呉なり)」。の圖讖に類する謠言を後ろ楯とした蓋呉の反乱が原因ではないかとの指摘をもここでしている。

(7) 「北魏の圖讖禁絶——特に太武帝時について——」(『大正大学研究紀要』第九十二輯 二〇〇七年〈平成十九〉・「北魏法難の実態解明について」(『大正大学研究紀要』第九十四輯 二〇〇九年〈平成二十一〉・「中国に於ける北魏法難の研究について」(『大正大学研究紀要』第九十五輯 二〇一〇年〈平成二十二〉・「日本に於ける北魏法難の研究について——先考研究について——」(『宇高良哲先生古希記念論文集「歴史と仏教」文化書院 二〇一二年〈平成二十四〉) 参照。

(8) 註(7)参照。

(9) 「北魏廢仏の説について——蓋呉と凶讖と僧侶の關係——」(『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』青史出版 二〇一六年(平成二十八)年) 参照。

(10) 呂宗力「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年)二四四頁、参照。

(11) 更に、『資治通鑑』卷百二十四、宋紀六、文帝元嘉二十一年(四四四)に、「(嘉二十一年) 戊申、魏主詔、『王公以下至庶人、有私養沙門、巫覡於家者、(胡三省注：男曰巫、女曰覡、覡、刑狄翻) 皆遣詣官曹、過二月十五日不出、沙門、巫覡死、主人門誅。』(胡三省注：門誅者、闔門尽誅之)」(嘉二十一年) 戊申、魏主、詔して、『王公以下、庶人に至るまで、私かに沙門、巫覡を家に養う者有るは、(胡三省注：男は巫と曰い、女は覡と曰ふ、覡は、刑狄の翻) 皆官曹に遣詣し、二月十五日を過ぎて出でざるは、沙門、巫覡は死、主人は門誅。』(胡三省注：門誅は、闔門、尽ごとくこれを誅す。) とある。

(12) 『資治通鑑』の太平真君七年(四四六)の記述と林旅芝の太平真君七年(四四六)の見解は同様である。しかし、『魏書』積老志によれば蓋呉の反乱は太平真君五年(四四四) 正月以前と考えられ、『魏書』積老志では続けて太平真君七年(四四六) に関しての記述が存在する。つまり、『魏書』積老志によれば、『資治通鑑』の太平真君七年(四四六) の記述と林旅芝の太平真君七年(四四六) の記述は成立し得ないのである。

(13) 筆者の北魏廢仏の説についての呂宗力の見解は妥当な部分と不可解な部分とがあり、この妥当でない不可解な部分とは次のようである。〈呂宗力「魏晉南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 二四五頁) に、「春本秀雄認為、廢佛禁讖出于同一理由・据《宋書・索虜傳》和《魏書·釋老志》、北魏当时流传一谣讖：『灭虜吳也。』太武帝“甚惡之”。及盖吳乱起，其名恰与瑤合，太武自然不能容忍，必平之而後快。恰又在此时发现寺院有通盖嫌疑，加上崔浩等人的煽惑，遂有廢佛禁讖之舉。此说较旧说圆满，(春本秀雄は

次のように考えた。つまり、廢仏、禁讖は同一の理由によるとした。『宋書』索虜伝と『魏書』釈老志に北魏當時の一謠讖である「虜を滅するは呉なり」が流伝していたとある。太武帝ははなはだこれを悪み、蓋呉の乱起に及び、その名が知れ渡ることが、太武帝は当然のことながら容認できず、これを征伐しなければ気がすまなかった。あたかもまたこの時に寺院に蓋呉に通じている嫌疑を発現して、崔浩等の煽惑も加わり、ついに、廢仏禁讖の挙があったとした。この（春本）説（筆者の説）は従来の説（呂思勉の説）と比較して（その欠を補っていて）円満充実している。」とある。この部分の呂宗力の見解は大筋評価できる。註(7)参照。また、呂宗力の見解の不可解な部分とは次のようである。へ主には、本拙稿「一 呂宗力の見解」を参照されたし。つまり、呂宗力「魏晋南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 二三五～二五二頁)の不可解な見解の部分は、呂宗力「魏晋南北朝至隋禁毀讖緯始末」(『高敏先生八十華誕紀念文集』北京綫裝書局二〇〇六年 二三五～二五二頁)の論文において、林旅芝著『鮮卑史』を引用して論を展開して、〈林旅芝著『鮮卑史』(波文書局 一九七三年)「第二十五章 拓跋鮮卑之宗教」第二節 佛教 三七五頁)の「誤り」をも呂宗力は「是」として認識して自説の論を展開したところに起因したものと考える。本拙稿「一 呂宗力の見解」・「三 林旅芝著『鮮卑史』について」参照。また、〈呂思勉著『兩晋南北朝史』(台湾開明書店 一九六九年〈民國五十八〉)「第八章 宋初南北情勢」三七五頁)の主張を呂宗力は曲解していることも今回、指摘して明瞭にした。本拙稿「一 呂思勉著『兩晋南北朝史』について」参照。従って、北魏太武帝の第二回目の廢仏や凶讖禁絶の詔が出た後に、蓋呉の反乱があり、第二回目の廢仏や凶讖禁絶は蓋呉と関係がないと考えたのならば、何の為の凶讖禁絶なのか、何のための廢仏なのかのその理由が、呂思勉の言うように「尚未知其眞際也(尚ほ未だ其の眞際を知らざるなり。)」となり、「真相はわからない」ものとなってしまう。蓋呉と廢仏や凶讖禁絶が関係のないものとしたのならば、何の理由で廢仏や凶讖禁絶が行われたのであろうか。仏教を内包した寇謙之を信奉する太武帝にとって、蓋呉以外の理由で廢仏や凶讖禁絶の詔を出す決定的な理由を見つけ出すことは不可能である。註(7)の拙論参照。